

企業・団体の皆様

シルバー派遣を 活用されませんか？



企業の皆さん、人手が少し足りないことはありませんか？
そんな時はお気軽にシルバー人材センターをご利用ください。

職場の
人手が少し
足りない時

簡単なお仕事も
お任せください

短期間・短時間
もOK！

シルバー派遣とは？

シルバー派遣とは、シルバー人材センター連合会が広島労働局に届出ること、実施することができます。60歳以上のシルバー人材センターの登録会員を、公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会が、企業・団体に労働者として派遣するものです。派遣登録会員が、企業・団体の従業員と一緒に業務指示を受けて働きます。



仕組みと概要

広島県シルバー人材センター連合会
実施事業所(各市町シルバー人材センター)

派遣元
事業主



労働者派遣契約

労働者の派遣

派遣料金の支払い

仕事をする事業所

派遣先様



雇用契約

賃金の支払

派遣登録をしているシルバー会員
※60歳以上が会員対象

派遣労働者



指揮命令
(業務の指示)

労働

★派遣労働者は、広島県シルバー人材センター連合会と雇用契約を締結した県内の各シルバー人材センターの会員です。

就業の仕組み

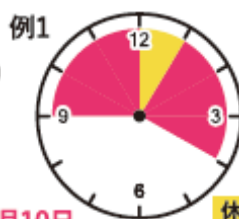
シルバー派遣での就業は、
臨時的・短期的な業務又は軽易な業務になります。

日数の上限	月10日程度以内
時間の上限	週20時間を超えないことを目安

シルバー派遣の就業例

就業日数・就業時間

必要な時に、必要な時間だけ。



1日7時間 月10日

休憩

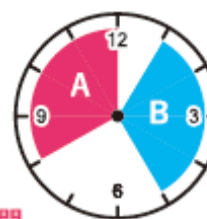


週1日2時間



ローテーション就業

複数の会員で
時間や曜日を分担。



Aさん 4時間

Bさん 4時間



※上記の例のほかにも、さまざまな就業形態があります。

●一契約の契約最長期間は、原則1年になります。●60歳以上の派遣労働者については、派遣受入期間の制限がありません。

主な仕事内容(例)

※対応できる仕事は各実施事業所により異なります。



事務系の仕事

- 一般事務、経理事務、パソコン入力など



販売店舗、飲食店、宿泊施設等での仕事

- スーパーの品出し、総菜加工、カート整理、接客業務など
- 飲食店等での配膳・食器洗い、調理補助、清掃など



施設等での仕事

- 施設などの管理業務(窓口、電話対応)
- 施設内外の清掃、公園緑地維持管理
- 学校用務など



福祉、介護、子育て、家庭支援の仕事

- 福祉施設の介護補助
- 福祉、介護施設での調理補助
- 保育園等の保育補助
- 家庭での生活支援



工場等での仕事

- 製品等の仕上げ作業
- 部品等の包装・梱包作業
- 食品製造・加工作業など



その他作業系の仕事

- 荷物の配送作業(市町広報誌、給食など)
- 農作業(種まき、収穫、除草など)
- 家庭ゴミ等収集作業補助
- 資源ゴミの選別・仕分け
- その他軽作業



派遣することができない仕事

- 高齢者にとって危険又は有害な業務
- 法律により港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務

労働保険・社会保険について

シルバー派遣労働者は、労災保険は適用されますが、就業時間が短いため社会保険(健康保険、厚生年金保険)及び雇用保険は、原則適用されません。

派遣料金について

シルバー派遣事業の利用料金

$$\text{シルバー派遣料金} = \text{A 派遣会員の賃金} + \text{B 派遣手数料} + \text{C 消費税 (A+B) \times 消費税}$$

別途交通費

ご留意 いただきたいこと

- 派遣先としての労働関係法令の適用があります。
- 指揮命令により生じた損害は、派遣先が賠償責任を負います。
- 対応できる会員がいない場合は、派遣できない場合もあります。
- 派遣先が労働者派遣を受けるにあたり、事前の面接や履歴書の送付の要請等、会員を特定する行為は労働者派遣法により禁止されています。



シルバー派遣事業ご利用の流れ

- ① 申込み・お問合せ
- ② 派遣料金の見積り
- ③ ご契約
- ④ 派遣通知書の発行
- ⑤ 派遣先台帳の整備
- ⑥ 就業、勤務実績の確認
- ⑦ 請求・お支払